

2017年4月10日

各位

株式会社SMB C信託銀行

女性活躍推進法に基づく認定取得について

株式会社SMB C信託銀行（代表取締役社長：古川 英俊）は、2017年3月24日、厚生労働大臣より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法）に基づき、「えるぼし」企業として認定を受けました。

当該認定は、2016年4月1日施行の女性活躍推進法に基づき、行動計画の策定と、その旨の届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組状況の優良な企業が、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定は基準を満たす項目数に応じて3段階（※）あり、当行は、①採用における男女別の競争倍率の差異が小さいこと、②平均勤続年数の男女差が少ないこと、③法定時間外労働時間が一定の時間以下であること、④女性管理職比率の高さ、⑤多様なキャリアコースを選択できる制度が用意されていること、の5項目全てで基準を満たし、認定段階で最高位の3段階目に認定されました。

当行はこれまでに2つの外資系金融機関を統合した経緯を持ち、企業競争力の強化を図るために、性別、年齢等様々な人材の多様性を確保しつつ個々の能力を発揮するダイバーシティに向けて積極的な取り組みをしております。今後とも、女性を含む多様な人材が活躍できる組織づくりに向け、取組みの継続・深化を図ってまいります。

（※）認定の段階について

評価項目は、①採用における男女別の競争倍率、②男女別の継続就業期間、③労働時間等の働き方、④女性の管理職比率、⑤多様なキャリアコースの5項目。このうち、1段階目は1～2項目、2段階目は3～4項目、3段階目は全5項目全てを満たす必要がある。

<参考> 女性活躍推進法に基づく認定マーク「えるぼし<3段階目>」  
（認定を受けた企業が使用できるマーク）



以上